

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 国保第一・第二係	
許 認 可 等 名	国民健康保険料の額の修正	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険条例	
根 拠 条 項	第17条の3第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5157)	
審 査 基 準	基 準	徳島市国民健康保険条例第17条の3の規定により暫定保険料の額について修正の申出があった場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、保険料の額を修正することができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 14日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)